

社会資本整備審議会
建築分科会（第４８回）、建築基準制度部会（第２２回）及び
建築環境部会（第２７回）合同会議

令和７年１０月１６日

【事務局】 おはようございます。お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会建築分科会、建築基準制度部会、建築環境部会の合同会議を開催いたします。本日は、お忙しい中、多数の委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、まずは、資料を御確認ください。本日の資料は、議事次第の次のページ、配付資料一覧に記載のとおりでございます。資料に不備等がございましたら、議事の途中でも構いませんので、事務局にお申しつけくださいますようお願いいたします。

また、本日の資料には、資料の下、中央に赤字で通しページを記載しております。御発言の際に資料を参照される場合は、赤字のページをお示しくださるようお願いいたします。

また、本日の分科会は公開で開催しておりまして、事前申込みいただいた方につきましてウェブにて傍聴を可能としておりますが、カメラ撮りにつきましては、冒頭から議事に入るまでの間に限らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録は、内容について委員の皆様にご確認いただいた後、委員の氏名を伏せた形で、配付資料とともに国土交通省のホームページで一般に公開いたします。あらかじめ御了承いただければと思います。

次に、委員の御紹介をさせていただきます。建築基準制度部会及び建築環境部会の委員につきまして、前回（令和７年４月）開催より委員の改正がございました。資料１（Ｐ．４）、資料２（Ｐ．５）、資料３（Ｐ．６）として、それぞれの分科会・部会の委員名簿を御用意しておりますが、委員のお名前に下線を付している方が、前回の４月の分科会等合同会議の開催以降に新たに委員に御就任された方です。これらの委員名簿をもって、委員の先生方の御紹介に代えさせていただきます。

また、事務局の出席者につきましては、座席表にて御確認いただけますと幸いです。

続きまして、定足数の確認ですが、本日は建築分科会、建築基準制度部会及び建築環境部会の合同会議として開催させていただいております。

建築分科会につきましては、分科会委員及び臨時委員 28 名のうち対面で 16 名、建築基準制度部会につきましては、部会委員及び臨時委員の 13 名のうち対面で 9 名、建築環境部会につきましては、部会委員及び臨時委員の 10 名のうち対面で 6 名の御出席をいただいております。このほか、オンラインで御参加いただいている委員などの皆様も含めまして委員総数の 3 分の 1 以上を満たしております、社会資本整備審議会令第 9 条により、分科会及び両部会、いずれの会も成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、専門委員の〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との連絡をいただいております。そのほか、遅れて御出席いただきます委員や、途中退席される委員もいらっしゃる予定であります。

議事に先立ちまして、住宅局長より、御挨拶を申し上げます。

【住宅局長】 皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本分科会等の合同会議は、前回、本年 4 月の開催以降、半年ぶりの開催でございます。本日は大きく 2 点の御審議をお願いしたいと考えてございます。1 つ目は建築分野の中長期的なあり方の検討についてでございます。この間、中長期懇談会、集団規定基準検討委員会などにおきまして必要な論点整理を進めていただきました。また、住宅宅地分科会におきましては、2050 年頃を見据えた住宅政策全体の中長期的な方向性に関する住生活基本計画の見直しに関する議論を引き続き御審議いただいているところでもあります。

こうした関連会議での議論の成果を踏まえまして、今後、建築基準制度部会を中心に建築分野の中長期的なあり方に関する議論を進めていただくわけですが、こういった方向性について御議論いただければと思います。

2 つ目でございますが、建築物ライフサイクルカーボン評価及び省エネ対策のあり方の検討についてでございます。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けましては、これまで進めてきた省エネ対策に加えて、建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の推進といったことが重要でございます。この間、建築物 LCA 制度検討会におきまして、具体的な制度化も見据えた議論を行っていただきました。また、さらなる省エネ対策に向けて毎月 10 日に建築環境部会を開催いただき、建築物のライフサイクルカーボン評価の実施を促す制度のあり方と、2030 年までに省エネ基準を ZEH・ZEB 水準に引き上げるという目標の達成に向けた新築建築物の省エネ性能の一層の向上に向けた議論を開始いただきました。こうしたことを踏まえ、本日は建築物ライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネ対

策について、必要な制度措置を見据えて具体的な議論をお願いしたいと思います。

こうした２点につきまして、中長期的なあり方につきましては建築基準制度部会を中心に来年１月の中間的取りまとめを、建築物ライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネ対策につきましては建築環境部会を中心に来年１月の取りまとめをお願いしたいと考えております。

私どもといたしましては、来年３月に予定しております住生活基本計画の改定と、これに先立つ来年１月の２つの取りまとめ、こういったことを踏まえまして、今後、これはかなり中長期的なビジョンを描いていただいているわけですが、具体的にこういったロードマップを描けるか、これは私どものほうで並行して作業していきたいと考えてございます。

前回の分科会におきまして私のほうから、今回、大変大きな議論をお願いしていると、身の丈を越えた大きな風呂敷を広げてと申し上げ、かつ、こういった風呂敷をきれいに畳めるかどうか、まだ自信がないということを申し上げました。今回報告させていただく内容を事前に承り、またこの間、多くの方々とお話をさせていただいたり、様々議論いただいているということを耳にいたしますと、いささか自信が持てるようになってまいりました。また、風呂敷はひょっとすると大きくて畳めないぐらい大きくなってしまったのかもしれませんが、こういったことが今後の住宅政策や建築行政に何らか役に立つ大きな風呂敷になっているのではないかと考えております。いずれにいたしましても、前回、〇〇分科会長におっしゃっていただきましたように、委員の皆様方だけではなく、学会、業界、各界含めて大きなうねりとなるような議論が進んでいくことをぜひお願いしたいと思います。

本日は最大２時間半のお時間をいただいているということで大変長時間の議論になりますけれども、委員の皆様には、ぜひ積極的かつ前向きな御発言を賜れると幸いです。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 それでは、これより議事に入ります。

カメラ撮りはここまでとなりますので、報道関係の方は御退出をお願いいたします。

今回は建築分科会、建築基準制度部会、建築環境部会の合同開催ですので、以後の議事運営につきましては、〇〇分科会長をお願いしたいと存じます。

〇〇分科会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【分科会長】 それでは、分科会長の〇〇でございます。審議を始めさせていただきたいと思います。

今日はたくさんの方に御出席いただきまして大変ありがとうございます。お礼申し上げます。

それでは、議事次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思います。

まず、本日の議事でございますけれども、「今後の建築基準制度のあり方及び今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」というのが議題でございます。まずは、前回の4月18日の建築分科会等合同会議以降、関連する会議等で進められてきた議論の結果や状況につきまして、5件になると思いますけれども、まとめて5件御報告させていただきたいと思っています。

その上で、関連する会議等での議論の成果を踏まえて、今後の建築基準制度部会及び建築環境部会の進め方に関する御説明を事務局からさせていただいた上で、具体的な意見交換に移りたいと思います。

本日の会議は総勢45名おられます。たくさんの方がおられます。一方で、時間は2時間半ということで長いと言われましたけど、実はそんなに長くはなくて、後でまた繰り返し申し上げますけれども1人2分程度の御発言ということになると思います。御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。最大12時半までの予定をしております。円滑な議事進行に、何とぞ御協力いただければと存じます。

それでは、早速でございますけれども、関連する会議等からの議論の報告に入っていただきたいと思っています。

まずは、建築分野の中長期的なあり方に関する懇談会ということで、座長を務められました〇〇委員より、10分ほどで御説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 おはようございます。今、御紹介いただきました建築分野の中長期的なあり方に関する懇談会で座長を務めておりました〇〇でございます。10分ほど御報告させていただきます。

お手元の資料、下に赤字でページを打ってございますけれども、7ページから42ページまでが私どもの報告に関連する資料です。7ページは私が書いた総括文でございます、最後に御紹介させていただきます。

先に9ページを御覧ください。9ページに、どういう委員構成で設置されて進めてきたかということが書いてございます。委員の構成ということで、オブザーバーを含めて9名の、そこに書いてございます先生方で議論をさせていただきました。

次の10ページは、ここに全7回のスケジュールとそれぞれのときのテーマ、それから真ん中の列ですけれども、委員の方以外に米印のついている方はゲストスピーカーということで、それぞれのテーマにお詳しい方々に御意見を伺って、全7回議論をしてまいったという形でございます。

次のページ、11ページへ参ります。この検討の時代背景あるいは時代認識というところですが、安全の確保、質の向上を推進してきたわけですが、基礎的な技術基準整備の継続、それから新技術への対応等のアップデートが必要だと。それからストック活用社会の到来、担い手不足、これらによって技術者の持続的な確保と適切な技術伝承、それから技術者・専門家以外の建築物を利活用する者も建築分野の新たな担い手の主体になることが求められる時代であると。気候変動等に関する災害激甚化やサーキュラーエコノミーへの対応、これも急務になっているということです。

ビジョン策定の目的というところに3つ番号をつけて書いています。これらの視点から、産官学の関係者がそれぞれの役割を果たしていくことが求められるという前提で考えております。投資の予見性、それから人材確保・育成の計画性、技術開発の方向性、これら3つの視点でございます。

ビジョン検討に当たっては3つの柱を立てております。①は建築ストック（モノ）、②は担い手（ヒト）、それから③は建築を支える環境・仕組み（社会）と書いていますけれども、このような検討の枠組みで進めまして、12ページに参ります。

どういう議論が各回で行われてきたかという要点だけをかいつまんで12ページにまとめております。第2回及び第3回は既存建築ストックの活用、それから担い手の確保・育成という2つのテーマについて話してきたところです。

その下に丸が6つございますけど、ストックを使いこなすことを前提とした制度体系の構築が必要、あるいは所有者・利用者等がストックの利活用に必要な知識を習得できる場の構築、あるいはストックの利活用を支える技術者の確保・育成及び多様な専門家の連携、専門家以外の建築に関わる関係者の「参加」（新たな担い手）、新たな担い手による「参加」を担保する仕組み、建築に関わる業務の徹底的な効率化と適切な伝承、これらが第2回・第3回の議論の要点でございます。

第4回・第5回は新技術・新材料／地球環境問題／建築物の質への対応です。これについては6つ丸がございすけれども、新築とストック、建物規模、用途によって求められる質や性能は異なるということ、そういう認識が大事だということです。それから利活用段階を

意識した発注や建築士等の専門家の関与のあり方、規制・誘導と設計の自由度のバランス、技術開発市場における多様な専門分野に係る横断的な知識に対するニーズ、既存技術の延長でない新技術の台頭に対応した基準・制度のあり方、基礎的な技術の維持・拡大と伝承、こういうことが大事だということです。

それから、第6回はまちづくり・社会との接続ということで、経済規模、空き家数、高齢化等の人口動態、担い手の数等による状況を踏まえた多様な市街地像の検討、単なる建物整備だけではなく、地域の暮らしや商業、集客コンテンツを含む総合的で継続性を意識したまちづくりのあり方、建築物の情報化が進展した社会におけるデータ更新、責任の所在、オープンデータ化のあり方、こういったことが重要なポイントだということを議論いたしました。

この資料の最後、13ページです。ここにございますように大きく方向性としてまとめると3つ、一番上の緑色の部分は建築物・市街地（モノ）、先ほど申し上げた3つの柱の1つ「モノ」です。これに関しては、一番上に書いてございますように、従来の施策で十分でなかった点として特にこういうことを書いています。スクラップ&ビルドから適切に「使いこなす」時代に向けて、個人・企業の経済活動を支える良質な社会資本の構築。

それから「ヒト」の分野では、従来の建築生産のみならず利活用に関わる新たな担い手を含む建築物のライフサイクル全体を見通した体制の確保。

それから一番下、オレンジ色の部分は「社会」ということになっていますが、基礎的な技術の適切な伝承と新技術等の円滑な導入のための柔軟な基盤の構築です。

その次の14ページから始まります資料4-3の42ページまでずっと、7回で様々な意見が出まして、論点整理とは言っておりますけれども、出てきた論点を系統立てて並べていくという形でまとめた資料がその資料でございます。

最後に、そのように論点は様々でございますので、私のほうで大きく総括するとこういうことであるという文章を、戻っていただいて7ページに資料4-1としてしたためてございます。読み上げさせていただきます。

「予見されてきた《大転換》が本格化する時代」

歴史的に見れば、21世紀に入る以前から予見されてきた建築界の《大転換》が、いよいよ広く社会で実感される段階に入り、政府だけでなく多くの関係者が問題意識を共有してその《大転換》に最善の向き合い方をしていくべき、そうした時期に今回の検討は行われた。

《大転換》の一つは、建築を次々に建てることによって人々の豊かな生活環境を築き上げ

ていく時代が区切りを迎え、その成果たる有り余るばかりの建築ストックを、豊かな生活の場として十分に活用していくことが望まれる時代になったことである。主に建てることを前提としてきた法規範、産業編成、人材育成、技術体系、金融システム等は抜本的に見直し、ストック活用に軸足を置いたものに本格的に変えていく必要がある。また、目指すべき地域像や都市像についても、建てることで実現するのではなく、ストックの効果的な活用によって実現するものとして議論し、或いは描出していく必要がある。

《大転換》の二つ目は、かつてない速度での少子化の進行と同時に団塊の世代が後期高齢者になり、生産年齢人口が急減するという異常事態の中で、ストック活用を中心とする建築行為の質的な向上を目指さねばならない時代になったことである。建築行為が本来持っている自己実現等の人間的な豊かさを粒立てながら、それぞれの職種の生産力を新技術で補完する方法を効果的に重ね、同時にストック活用において主体的な役割を発揮するであろう発注者や利用者をも含む関連人材のそれぞれが保有すべき能力を見極め、新たな人材像とその育成、活躍のあり方を具体的に構想する必要がある。

《大転換》の三つ目は、技術の向かう先が二極化し、その二つを有効に結び付けるという難題が人類に投げかけられ始めたことである。建築に引き寄せて言えば、一つは新築時から解体時まで、自然の大きな循環の中に建築を適合させるための技術を目指す方向であり、今一つは人間の能力を代替するAIやロボット等の人工物技術の適用を建築の設計、施工、運用等の場面で加速度的に進める方向である。相互に交わることなく、人類を異なる地平に導く可能性のあるこの二つの方向の技術を、建築分野において注意深く追求しながら、相互に矛盾のない形で社会に実装していく必要がある。

今回の懇談会では、以上述べた《大転換》の本格化という時代認識の上に立ち、建築の多様な側面から想起される具体的な論点をできる限り抜けのない形で整理し提示すること、それを心掛けた。今後様々な関係者が未来に向けた行動を企てる際に、この検討結果がしっかりとした足場になることを願い、大いに期待している。

以上でございます。

【分科会長】 ○○委員、御説明どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、集団規定に係る基準検討委員会について、座長を務められました○○委員より、10分程度で御説明をお願いいたします。

【○○臨時委員】 御紹介ありがとうございます。集団規定に係る基準検討委員会を担当いたしました○○でございます。私から、この基準検討委員会で審議した結果について御報

告させていただきます。皆様のお手元の資料ですと43ページから始まる資料5-1と、それから50ページから56ページまでの資料5-2の内容について御紹介させていただくことになります。

44ページでございます。この基準検討委員会は4月から9月まで5回にわたって開催いたしまして、そちらで御覧いただけますように集団規定の総論、それから、集団規定は基本的には用途規制、容積・密度規制、それから形態規制等から成り立っているんですけども、あと接道も重要なテーマでして、それぞれの規制のジャンルごとについて、これから向かうべき大きな方向性を踏まえつつ、現状のそれぞれの規定内容の運用実態とその課題について細かく検証してきたという状況でございます。

45ページ目に検討委員会の委員構成が示されておりまして、皆様、それぞれ集団規定の現場の運用に詳しい先生方がそろいまして、皆様からそれぞれ毎回御発表いただいて審議を進めてまいりました。

全体の論点取りまとめの概要については46ページにお示ししてございます。1、2、3、4という大きな構成ですが、具体的には、この次の47ページ以降に基づいて内容の骨子を御紹介していきたいと思えます。

背景ということで、社会経済情勢の変化です。これは、ここに御覧いただくように皆さんもう既に御承知のことかと思いますが、先ほど〇〇先生から御指摘もありましたように、私たちの委員会でも〇〇先生の委員会での議論の経過、様子も伺いながら、基本的には既成市街地、既存ストック活用の時代に大きく転換している中で、現行の制度体系で何が課題になるのだろうかという、基本的にはそういう問題認識に基づいて議論を進めてきたということかと思えます。

まず、1番目、社会経済情勢の変化を踏まえて市街地において何を目指すべきかということで、集団規定が目指す市街地環境の確保ということでございます。現状の集団規定というのは、市街地建築物法制定から100年、あるいは基準法制定から75年が経過していますが、基本的な構造というのはそんなに大きくは変わっていないという中で、人口増加、都市郊外拡張時代に大量の新築建築活動に対して効率的な審査システムであろうというときは非常に有効に機能したということかと思えますけど、基本的には規制内容というのは非常に明快に事前明示されていまして、それは逆に言うと、建築活動の側からすれば事前予見性が高い仕組みだったということかと思うんですけども、これからはどうかというと既成市街地の既存建築物の活用・更新ということで、現状の市街地の環境を踏まえてどう更新

していくかということになったときに、現状の規制体系というのは事前明示性は高いけど硬直的かもしれない、柔軟性を欠いているかもしれない、その割には市民の皆さんがどういう市街地像を目指したいかということについて、それを担保するだけの十分な力があるかということについて、恐らく課題があるというのが各委員の隠れた共通認識であったかなと思います。

既存建築物の活用更新へある程度投資を促進しなきゃいけない、集団規定というのは規制を張ってただ待っているだけです、建築活動が何も起きないと何も変わらない、空き家がただ放置されていけば何事も変わらないという中で、活用・更新の投資を促進するという側面と、それによってある方向性、パースペクティブを持ちつつもインクリメンタルに少しずつ更新していく方向性を見いださなきゃいけない、そういう状況があるかと思います。

ここに交通・安全・防火・衛生と書いてありますが、これは皆様御承知のように、建築基準法の集団規定はこの4つの分野が基本的な市街地環境性能を性能評価するときの重要なジャンルであると、しかしこの交通という環境性能項目についていかなる水準を目標にしているのか、実はそれは明快ではないし、その工学的な性能評価と検証方法もそんなに明確にモデルがあるわけではない。そういう中で、これは後々も出てきますけど目標水準をどう設定して、それをどう評価するか、依然として課題を抱えているということです。それから、一方で、国としての最低基準を確保するだけではなくて、望ましい水準をどのように目指していくかと、そういう課題もあるということです。

2番目、目指す市街地環境を実現するための方策ということで、こちらについても、先ほど申しましたような工学的性能評価の方法論をもう少しきちっとしていかなければいけないと、それは既成市街地を前提とした中での方法論というのを今から検討を深めていかなければいけないという認識に立っているということです。

もう一つ、こちらに官民の体制ということで特定行政庁、建築審査会、民間団体、この体制が問われているわけです。何にしても、特定行政庁を含め、この審査システムを担う人材の不足というのはあろうかと思いますが、集団規定につきましては、単体規定というのは恐らく施主、建築主、建築ユーザーとの関係で専門家である建築家の責務が問われると、消費者保護的な側面もあると思いますが、集団規定というのは建築の集合体のありように関して地域社会から一定の信頼を確保しなくてはいけないという面でちょっと違う構造があると。公共セクターとか専門家のミッションが問われている中で、特に民間建築確認審査機関というのは地域密着で地域にコミットメントする存在ということを期待できない中で、地

域の市民社会と建築行政の橋渡しとして、こちらにある建築審査会の役割は大きいかなと、これは個人的な私の見解ですけども、集団規定の例外許可、あるいは審査請求については全て建築審査会が受けていますけれども、これは集団規定関係が多いということです。

次のページに行っていただきます。48ページ目でございます。市街地の安全性・防災性を確保するための方策（主に接道規制）です。こちらは、基準法施行からもう75年たつわけですが、いまだに全国一律の最低限の市街地環境水準が担保されているかどうかという観点からすると、非常に不安を感じるような狭隘道路、密集市街地のストックはかなり全国で残されています。それに対して現実的に投資行使を促すという観点から、接道が普通に言うところ法的に確保できない所でも接道特例許可を弾力的に運用する方法を最近ずっと御検討していただいているんですけども、その際にも先ほど申した交通・安全・防火・衛生という性能評価の観点、なお、きちっとしたその検証方法、あるいは密集市街地のインクリメンタルに地区、街区スケールでの性能をちゃんと上げていくという観点で言うと、地区・街区、沿道の単位での面的な評価のあり方というのが問われています。集団規定は基本的には1敷地単位で規制を適用して、1敷地ごとに規制をクリアしているものが累積していると、地区全体として想定されていた性能が確保されるであろうという想定の下に規制体系ができてはいるんですが、それが本当にこの接道問題でもうまくいっているのか、そういう議論もあったかと思います。あとは、激甚化する災害、水害対策への対応の方法です。

次に、2-2です。主に形態規制、用途規制ということで、今、人口減少社会あるいは建築費高騰の中で、これまで容積率インセンティブによって公開空地等の住環境改善を図る方法を促進してきたわけですが、その今後の展開可能性、あるいは規制緩和の公共貢献として、単なる公開空地だけではなくて、もう少し幅広い多様な公共貢献のあり方はどのようなものかということについても議論しております。

それから用途ですけども、用途というのは常に新しい用途の出現があって、社会ニーズの変化の中で現場では非常に運用を苦勞されていると思いますが、皆様、御承知のように法律の本体、法別表第二に用途規制は建築可能・不可能な建築用途が事前に明示的に列挙されていますので、新規用途が出現したときにそれをどう解釈するかというのは非常に難しいということと、既成市街地の中で適切な用途混在を誘導していくべきというニーズが増えている中で用途特例許可の可能性を近年もいろいろ検討していただいている、あるいは様々な技術的助言を発出していただいているところですが、この課題は引き続き適切な柔軟化の方法と市街地環境性能の担保という観点で、いろいろ新しい方法論を開拓すべきジ

ジャンルだということで認識しております。

あとは先ほどの複数の敷地、大きな街区、地区レベルでの規制ということで、これまで建築協定や一団地認定を運用してきたんですが、時間が経過する中でそれを柔軟に見直す方法がなかなか難しい、全員合意に基づいた変更ということが現下は得ていると、そういった課題も指摘されています。

それから2－3になりますが、地域のまちづくり・景観形成ということで、先ほど集団規定が担保すべき全国一律の最低基準という話がある中で、一方で、地域性、地方分権、それから地域現場の裁量をどのように許容していくか、どういう仕組みを都市計画制度の仕組みと併せて展開していくかという課題もあろうかと思います。

それから、最後に49ページ目になりますが、こちらはストックの活用・更新ということで、既存不適格建築物に関する規制の合理化の問題。それから、こちらに用途地域ごとにパッケージ化された用途・形態規制とありまして、これは用途地域ごとに用途地域が通常想定している将来市街地像を想定したときに、標準的な密度規制、建蔽・容積率等々の標準的パッケージが非常に固定的に決まっているんですが、それをもう少し柔軟化できないかという論点でございます。

最後は4番目の地球環境問題への対応ということで、新しい地球環境問題に対して集団規定がどう関わるかという論点も出ております。集団規定は歴史的に日照紛争が激しくなった中で、日照確保というニーズに対応して日影規制を途中から導入したりとかそういう経緯もあったんですが、それはどちらかというと日照を確保するという観点ですけども、こちらは太陽光発電の効率性を高めるという観点で日照を確保するという側面もあるし、一方で暑熱対策としてという、これはどちらかというと逆に日陰を誘導しなきゃいけないという全然別の価値観の話ですが、そういったことをどのように現場で柔軟にやっていけるかという論点かと思います。

今、個別の現行の規制ごとにどういう課題があって、今後どういう展開可能性があるかという詳細については50ページ以降の資料に記載されておりまして、課題を網羅的に検討したという状況でございますので、今後これからの大きな転換の枠組みをどうしていくかということと短期的にすぐに制度化すべきものとに分けて、これから議論をさらに深めていくことが求められているかと思案しております。

以上でございます。

【分科会長】 ○○委員、御説明どうもありがとうございました。

続きまして、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会において座長を務められました〇〇委員より、１０分ほどで御説明お願いいたします。

よろしくお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 それでは、５８ページを映していただけますでしょうか。まず、この検討会の目的は、建築物の脱炭素化に向けて建築物ＬＣＡの制度に関わる論点整理と検討を行うということでございます。

実施方針等は、後ほどの具体的なまとめの中で御説明したいと思います。

６月から９月まで６回、集中的に議論してまとめた中間取りまとめ（案）でございます。

次のページに委員とオブザーバーの名簿がございますが、１８名の委員、それから６２のオブザーバー団体、建築主、設計者、施工者、建材製造等事業者、宅地建物取引業者、地方公共団体等・評価機関、その他関係団体ということで、ユーチューブ配信もされて、オブザーバーからも多くの意見をいただき、それが中間取りまとめ（案）に反映されております。

次のページに参ります。非常に小さな文字が並んでおりますが、詳細は割愛いたしますけれども、制度の目的、基本的な理念、留意点をここに記載のとおりにまとめております。

６１ページに参ります。日本型ステップ・バイ・ステップ・アプローチ、これも後ほどロードマップの中で詳しく御紹介したいと思います。

（２）の諸外国の取組を踏まえた日本型アプローチということで、欧州を中心にライフサイクルカーボンの削減というのは既に一部の国で始まっておりますけれども、２０２４年４月にＥＵの建築省エネ指令が改正されまして、加盟国は２０２８年から１，０００平米超えの新築建築物について、それから２０３０年からは全ての新築建築物について、このライフサイクルカードの算定公表が義務づけられるということが既に決まっております、欧州各国では既にその検討が急ピッチで進んでいるという状況を踏まえております。

それに対して日本はどうするのかということでございまして、次の６２ページの左側に現状と課題と、それから右側に早急に講ずべき施策の方向性というのをまとめております。黒ゴシックのところは重要ですので上から順番に申し上げますけれども、まず一番上、建築物ライフサイクルカーボン評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割を明確化し、取組事項に係る指針を策定することを検討すべきであると。

２番目、建築物のライフサイクルカーボンの算定ルール及び算定結果の評価基準を策定すべき。

３番目、設計者が建築主に対してライフサイクルカーボンの評価（自主評価）結果及び削

減措置について説明することを求めることを検討すべきと。

4 番目、建築主に対して、国等へのライフサイクルカーボン評価結果の届出を求め、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき。

5 番目、国の庁舎等におけるライフサイクルカーボン評価の先行実施を検討すべき。優良事業者の選定・公表を実施すべき、褒めてあげるということも併せて行うべきとしております。

さらにライフサイクルカーボン評価結果に関わる表示ルール、それから第三者評価・表示制度の創設を検討すべきとしております。

そういう計算を支える建材・設備のカーボン等の排出量原単位の整備が求められておりまして、その算定及び表示のルールの策定を検討すべきと。

最後になりますけれども、建築物のライフサイクルカーボン評価と、そのベースになる建材・設備のカーボン等の原単位整備に対する支援を検討すべき、そして人材の育成、体制整備を実施すべきとしております。

63 ページに具体的なロードマップをまとめております。今御説明したことの繰り返しが一部入っておりますけれども、まずは、一番上に書いてございます取り巻く環境です。地球温暖化による被害の激甚化・頻発化、高まる資源獲得競争という背景の中で、日本の建築分野は何に取り組んでいくかということをまとめております。

必要となる社会変容を2 段目に書いてございまして、下半分にロードマップが書かれております。まず、第1 ステップとしてはライフサイクルカーボン評価の実施と自主的削減というステップでありまして、2028 年度から建築主のライフサイクルカーボン評価・届出、これは5,000 平米以上の新築事務所をまずは手始めにと。それから設計者の建築主への評価の説明ということで、これは2,000 平米以上の非住宅建築物を対象にと。それから、その評価結果の第三者評価とか表示については住宅も含めて、それから新築だけでなく改修等もと。それから、国の指針策定というのが2028 年からと。

あと、さらにその下のオレンジ色の部分ですけれども、そのための評価の支援、それから建材・設備の原単位整備の支援、削減プロジェクトの支援、優良建築物等の普及促進という観点での補助事業におけるライフサイクルカーボン評価の要件化と。

それから、国等の官庁施設に対しては1 年前倒しでということをやっております。

それから、建築物のライフサイクルカーボン評価について専門家の育成、第三者評価側の体制整備。

あとは、建材・設備についてもここに記載のとおりでございます。

2030年代のところに第2ステップとあります。2028年の制度スタートで3年以内をめどに検討を開始するというので、まずは届出対象の拡充、これは制度開始後おおむね5年以内で、対象用途・対象規模の拡充であります。さらに、単にどれだけ出したかということに加えて、削減の措置ということも加わっております。

オレンジ色の部分ですけれども、削減のためには初期投資が必要になってまいりますし、あるいは様々、人的な資源の投入ということも含めて支援の検討をうたっております。

さらに第3ステップは2040年以降、2050年ぐらいでの削減策の段階的強化ということでもあります。

一番下に政策指標として建築物のライフサイクルカーボン評価の実施件数、観測指標として建材・設備等の原単位、EPD／CFP等の整備状況をきちんと数値として押さえて進捗管理もするという内容であります。

最後の64ページは今御説明した第1ステップの中身をより分かりやすく図式化したものでありますので、説明は割愛いたします。

以上でございます。

【分科会長】 ○○委員、御説明ありがとうございました。

本分科会での議論に直接関係する会議からの御報告は以上でございますけれども、追加で2点、関連する動きについて御紹介をお願いしたいと思います。

まずは、現在、本分科会と並行して進められております住宅宅地分科会における住生活基本計画の見直しについてでございます。

住宅宅地分科会における議論の状況と建築分野にも期待される内容について、分科会長を務められております○○委員より、10分程度で御説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

【○○委員】 ありがとうございます。○○でございます。私からは、資料7-2、69ページをベースに、資料7-1、65ページを参照しながら御説明したいと思います。

資料7-2は「建築分科会における議論への期待」ということでございます。住宅宅地分科では、今年度末の住生活基本計画の見直しに向けて、昨年10月頃からここまで、9回にわたる議論を重ねてまいりました。近々中間取りまとめの公表を目指しているところでございます。

これにつきましては、66ページに委員の名簿を載せてございます。その下に9回分の開

催内容を示してございます。現段階では9月19日に中間取りまとめ(案)を議論しまして、今後11月頃に中間取りまとめ、来年3月に閣議決定の予定で議論を進めております。

資料の69ページに戻ります。ここでは2050年の住生活の姿を見据えつつ、生産年齢人口の急減や単身高齢者世帯の増加等の人口・世帯構成の変化、それから十分に蓄積されてきた住宅ストックの継承・活用への期待等を踏まえて、人生100年時代を支えるこれからの住宅市場の環境整備・誘導・補完のあり方を議論してまいりました。ただ、本分科会が所掌する範囲の議論では対応し切れない論点が幾つか見えてきてございますので、今回、建築分科会において、以下に示します3点の議論を特にお願いしたいと思っております。

1つ目は住宅ストックの有効活用、2番目は担い手の確保・育成、3番目が省エネ・LCAに関することでございます。

まず、住宅ストックの有効活用につきましては、2050年に向けたストック社会において、住宅ストックが適正に維持管理され、その性能・利用価値が適正に評価され流通することで、多世代にわたり活用されるような住環境が必要であるという議論が多々出てまいりました。その整備・誘導に当たっての考え方を議論してきましたが、この市場が効果的に機能するためには、住宅ストックの安全性確保と活用促進の両方が図られる必要がある。そうした枠組みをどうつくるかなどの制度的対応の充実が求められるため、これらについて、建築分科会においてストック型社会の実現を見据えた本質的な議論をお願いしたいと考えております。

具体的には、68ページに現段階で住宅宅地分科会で中間取りまとめ(案)として示しました11の住生活基本計画の項目の案を示してございますが、①から④までは住まい手に関わるような項目でございます。この中で、特に例えば①は、高齢期においては円滑な住替え・リフォームが重要であると。

それから、②の若年世帯や子育てに関しては、当面10年で取り組む施策として、既成住宅地の相続住宅の市場を通じた流通などが重要であるというような議論をしております。

また、④はアフォーダブル住宅に関することでして、真ん中にありますように質の高い住宅の多世代間での継承ということが重要であるということを議論しております。これらはいずれも住宅ストックの有効活用に係る論点でございます。

次に、⑤から⑧は建物単体レベルから住宅地、まちレベルまでのストックのありよう、ここでの市場の形成の仕方に関する論点でございます。ここでも細かくは説明できませんが、住宅ストックをたくさん抱えた住宅地の今後の活用の仕方、評価の仕方、流通の仕方が非常

に重要であるという点を述べております。

また、⑨から⑪に関しては社会とか制度に関わるような問題でございますが、例えば⑨の災害対応に関しましても、安全な住宅への改修・住替えの促進というような部分が住宅ストックの活用に関わってきているところでございます。特に、現段階でインスペクション制度というのはございますが、住宅を適正に評価する技術をどう確立していくのか、それをどう流通に生かしていくのかという論点が非常に重要だと考えております。この点は、先ほどの〇〇先生の御報告と多々重複する点がございます。また、〇〇先生の御報告では集団規定に関して指摘がございましたが、特に私たちの委員会では、集団規定において一団地認定の解除の円滑化が望まれるというような議題も出てきておりますことを付け加えたいと思います。

資料7-2の2番、担い手の確保・育成につきましては、住宅の生産から維持管理、活用等を担う人材の確保・育成、それから技術開発やD Xによる生産性の向上が強く求められると考えております。住宅建設技能者の確保・育成に向けた議論を行ってきておりますが、新築・既存住宅の性能・質向上や既存住宅の有効活用を支えるためには、建築士をはじめとする技術者についても、例えば流通まで見越した改修を提案するなどストック社会に応じた役割を担っていく必要があるため、建築士を中心とした幾つかの技術者のありようといったことも議論していただければありがたいなと思っております。

建築分科会におかれましては、産学官連携した教育の視点も踏まえた建築士の確保・育成に向けた議論や、生産性向上に関する技術的な議論をお願いしたいということで、先ほどの68ページに戻りますと⑩あたりがこれに関連することで、担い手の確保・育成や海外転換を通じた住生活産業の発展というところでございます。安定供給の確保とか所有者支援体制の充実、こうしたところへの専門家の関与のあり方をどうするべきか、あとビジョンの策定、D Xを含む所有者支援サービスの充実という点でも建築技術者の関与というのが大いに望まれるところでございますので、御議論のほど、よろしくお願いいたします。

3番の省エネ・L C Aにつきましては、先ほど〇〇先生から御報告がありましたが、〇〇先生にも委員として御参画いただきながら議論を進めております。2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、新築が住宅ストック全体に与えるインパクトの低減も踏まえつつ、既存住宅の省エネ化や温熱環境の改善等の促進に向けた議論を行ってまいりました。他方、ライフサイクルでの環境負荷削減につきましては、建築分科会において制度的措置も見据えた議論を行っていることと承知しておりますが、住生活産業におけるライフサ

イクルカーボンの削減やサーキュラーエコノミーへの移行等の推進に関する議論や提案等があれば、御共有いただきたいと思います。

私たちの委員会からのお願いとしては以上でございます。

【分科会長】 ○○委員、御説明どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、4月の分科会でも御指摘をいただきました建築士制度に関連しまして、建築士法に基づいて設置されております中央建築士審査会においても建築士試験制度についての議論が進められているということでございますので、こちらは事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局から、資料の72ページでございます。中央建築士審査会は、建築士法の28条によりまして一級建築士試験に関する事務をつかさどり、その他建築士法に基づく権限、その※印にありますけれども、例えば建築士の業務の停止でありますとか免許の話、事務所の開設者が必要なことをする場合の基準といったことをつかさどっておりまして、委員につきましては、そこにありますとおり学識経験者が半分（5名）と、それから建築設計の団体の代表、法曹の関係者ということで構成されております。

前回の建築分科会での議論につきましては74ページに参考で載せておりますけれども、意見がございましたので、73ページのとおり建築士審査会へ8月に提示いたしまして、背景のところにありますとおり、現在の一級建築士試験につきましては、構造計算書偽装問題を踏まえ、建築士の資質、能力の向上などを目的とした建築士制度全体の見直しの一環として、審査会において、平成19年及び平成21年に取りまとめられた内容に従って実施されていると。

今、この分科会におきまして、建築分野の中長期的なビジョン策定に向けた検討を開始したところでありまして、この議論と並行して、審査会においても中長期を見据えた今後の建築士試験制度のあり方について、検討が必要ではないかということで事務局から御提案申し上げまして、視点としては重なりますけれども人材確保・育成の視点でありますとかストック社会の視点、デジタル化の視点ということで議論していただいております。

スケジュールにつきましては、飛んで75ページのところでございまして、建築分科会の議論がこの10月でございますけれども、建築士審査会はそれでいきますと年2回ほどやっておりますので、この分科会の議論と並行しながら進めていきたいと、中長期的なビジョンの検討が進む中で、より具体的に建築士試験のあり方に関する議論を進めていきたいと、そのような状況になっております。

事務局からの説明は以上でございます。

【分科会長】 御説明どうもありがとうございました。

以上で関連する会議からの御報告は終了でございますけれども、紹介いただいた各会議での議論を踏まえつつ、今後の建築分科会あるいは建築基準制度部会・建築環境部会での議論の方向性について、事務局から御説明いただき、意見交換の時間に移っていきたいと思います。

それで、この後の議論の進め方でございますけれども、まずは建築基準制度部会で御議論いただく中長期的なビジョンに係る御説明を事務局からいただきまして、その後、大体40分から1時間ぐらいをめぐり考えておりますけれども意見交換の時間を取りたいと思います。

その後、建築環境部会で御議論いただく建築物のライフサイクルカーボン評価の促進と省エネ性能の一層の向上に係る御説明を事務局からいただきまして、こちらは既に10月10日から部会で議論を開始しておりますので、15分程度意見交換の時間を取りたいと考えております。

それでは、まずは中長期的なビジョンの検討の方向性についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

【事務局】 資料9、76ページ、77ページ、それから79ページで御説明いたします。

まず、資料9の76ページです。検討の方向性、今後建築基準制度部会でどういう議論をしていただくかということでございますが、先ほど中長期ビジョンの懇談会につきまして〇〇委員から御説明、御報告いただいた内容の中で、論点整理というのを後ほどということでありましたけれども、これをまとめておりますので、これを議論のベースとしつつ、さらなる論点案の追加整理を行いたいと思っております。この分科会で御意見をいただくもの、それから、参考資料のほうに参考資料4のシリーズで枝番が11までついていると思うのですが、各団体からも既に御意見をいただいていて、追加の意見書、それから資料の77ページにあります意見箱、これも4月の分科会のときにぜひにということで御提案しておりますけれども、これも12月まで募集しておりますので、ぜひ分科会の委員の皆様、関係するところに持ち帰っていただいて御提案いただければと思いますので、この中で論点案の追加を行っていきたいと思っております。

特に論点の中の総論に係る議論を先に進めたいと思っております、ビジョンの目的、目

指す社会像、想定する期間、具体的な取組事項などの総論に係る大枠の論点につきまして集中的な議論を行いたいと思っております。その上で、中間的な取りまとめにおきまして一定の方向感を出すということを目指したいと思っております。上の箱の（２）のところでございます。

進め方としては、主な論点のところにあります１から７に立てておりますけれども、ビジョンを作成する目的は何か、どの程度の先の社会を見据えるべきか、それから考慮すべき社会の変化は何か、建築分野において目指す社会像について、どのような展望を示すべきか、それから、目指す社会像の実現に向けてどのような取組が求められるかと、この辺が大きなパッケージになっていまして、６と７につきましては議論の進捗を見ながらになりますけれども、ビジョンの進捗を図るためのPDCAをどのように実現していくべきか、ビジョンに示す方向性と具体的な取組事項の効果検証をどの程度の期間で行うべきか、こういった論点につきまして、まずは議論を進めていただきたいと思いますと思っております。

それから、７９ページにスケジュール感を出しております。年度の前半は終わってしまし、今日は１０月１６日でございますが、部会については日程が決まっております、１１月と１２月に２回ほどお願いしたいと思っております。年明けの１月に分科会で一旦中間的な取りまとめをいただきまして、さらにもう一年かけてより詳細にやっていこうと思っております。

点線の箱にありますとおり、また分科会とは別に引き続きこういう議論の場も設けながら、最終的には令和９年の春頃に中長期的なビジョンの取りまとめを予定したいと、そのようなスケジュールで進めたいと思っております。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願いします。

【科会長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問あるいは御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思っておりますけれども、冒頭にも申しましたように、今日は合同の開催ということで非常に多くの委員の方に御参加いただいております。一方で、この審議の予定時間は１１時５０分頃までということを考えておりますので、できるだけ多くの委員の方に御発言いただきたいと思いますことから、大変恐縮ではございますけれどもお一人２分程度ぐらいと、冒頭にも申しましたようなことで御発言いただければと考えております。

また、次回の審議は建築基準制度部会に属する委員のみということになりますので、ぜひこの建築分科会にのみ御所属の委員、それから建築環境部会に御所属の委員を中心に御意

見を賜れればと考えております。

御発言いただける方につきましては、対面の方は席札を縦に立てていただいて、それから、ウェブで御出席の方は「手を挙げる」機能を使って挙手をお知らせいただければと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問あるいは御意見のある方がおられましたらよろしくお願いいたしますと思います。いかがでございましょうか。

では、〇〇先生から。

【〇〇臨時委員】 どうもありがとうございます。〇〇でございます。分かりやすく先生方、国土交通省から御説明いただきました。

建築界の大転換のお話が〇〇先生からございました。その中の大事な柱の一つであるのがストックの効果的な活用であるということに納得しております。関連するプレーヤーが、特に専門家ではない一般消費者への意識づけをして行動変容を促すことができるのかということが大事であって、その具体的な課題については〇〇先生からも御説明がありました。

大転換の、3つ目の項目に地球環境の問題とか建築分野の関わりがあるのだと勝手に思っております。住宅宅地分科会の〇〇先生からの説明にも触れられていた内容です。

今夏の猛暑を振り返ると分かりやすいのですが、気候変動によって冷房や冷凍が今まで以上に重要になってきました。そのために使われているフロン冷媒が、地球温暖化係数としてのGWPというのが大変大きな数字になっていて、低GWP冷媒への転換が急務となっています。

これに対する方法として次世代の低GWP冷媒というのが考えられていますが、可燃性を有するとかいろいろな課題があります。冷媒負荷の低減を可能とする社会システムの構築には、建築デザインと建築設備が技術開発と密に連携する必要があります。ぜひこのことも念頭に置いていただけるとありがたいと思います。

コメントでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員から手が挙がっていますのでお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。説明ありがとうございます。いろいろなことが動いていて、大変だなと思いました。私が関わっているLCAの関連で少しだけ補足したいのが1件、それから全体に関するコメントが1件です。

ＬＣＡに関しては私自身に関わってしまして、ＬＣＡの計算ができるようにしようというところが割と活動のメインに見えるんですけど、目指すところは、結局は省エネルギーで長寿命な建物を造ることが設計者に意識されるようになるということが目的、目標だと思うんですけど、今日の資料の御説明の中にそれが足りなかったなと思いました。そうすると、これまでの設計が大きく変わるというわけではなく、これまできちんとしていた設計がより高く評価されるようになるだけだと私は認識してしまして、そのように思うと、今日いろいろな御意見が出た中にもなじんでくるかなと思いました。

一方で、〇〇先生からの御説明にもありますように全体としてストックに対するアプローチが足りないんじゃないか、そこをしっかりとすべきだという御意見が出ているのが根幹に流れていることかと思っております、そういう意味ではＬＣＡというものをストックに対してどう活用するのかというところはまだ議論がうまくされていないなと感じております、これは私自身も関わっているので一緒に考えたいなと思っております。

全体のビジョンに関しても私は、今までストックに対してきちんとやる、やると言っているながら、いつまでたっても国土交通省としては手だてしてこなかったということを何となく感じていますが、いろいろな動きがここ１０年、２０年で出てきている中を拾いながら、国としてやるべきこととか民間を応援すべきところとか、いろいろな手だてを尽くしてストック活用というのをもう少し考えるべきかなと思っておりますので、そこはぜひ、考えていくべきかなと思いました。

あと、最後ですが、そう考えたときに、ちょっとつらい話ですけど、人口が減るところでどれだけのストックがあればいいのかとか、人が減る中で建物の量、今ある量が要るんですかという議論、あるいはどれだけのものを活かしていくべきなのかというところを考えないと人口・産業・建物のバランスが見えないと思ひまして、中長期というのであればその意識づけとかも必要なのではないかと思ひました。我々建設産業に関わっている人間としては身を切るような話になるとは思ひんですけど、でもそこを盛り込まないとなかなかつらいなと感じていて、その議論も必要かなと思ひた次第です。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ここでウェブからの御意見をお伺いしたいと思います。ウェブで御参加の〇〇委員から御発言をお願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。すみません、途中で抜けさせていただくもので、最初に発言を

お願いします。

私は、ここで論点の3と4に関してコメントさせていただければと思っています。それは、建築分野というものの自体が社会の変化を受けて、その範囲や領域が変わってきているということを確認すべきだというのが今回のポイントかと思っています。その点に関しては、最初の〇〇先生の御説明が大変優れたものだと思っております、具体的には、単なる建築物だけではない、周囲との接続である社会という枠をちゃんと提示されているということが今回の非常に大きなポイントかと思っています。

そう考えたときに、後半部の環境のところも含めての話なんですが、ストックとして考えていけないといけないんですけれども、人口減少とかで空いた建築物が各所で生じることになります。あと移動に関する弱者対応も建築物の場所によっては大きな課題になります。つまり、どこでどうしたらいいのかという周囲との関係を決定づけるその建築物のロケーション、すなわち場所の話です。その視点をもうちょっと入れていけないと生きたアウトプットにならないと、住宅宅地分科会のほうでも何回か指摘させていただいております。

例えば〇〇先生のお話の中で、自然の大きな循環の中でというキーワードもいただきました。これは例えば環境負荷で言うと、場所によって都市の中心部と調整区域だと、住んでいる方のCO₂排出量が4倍ぐらい異なります。その計算というのは実はすごく簡単で、国土交通省でやられているパーソントリップ調査を使えばすぐに、明日にでもできるような重要な評価項目があるわけです。LCAの計算よりはずっと簡単です。例えばその評価結果に対して建築物に対するインセンティブをかけるというようなメニューも当然できるわけです。そういうことも含めて建築分野というものが建物単体だけでなく周囲との関わりでいろいろなことを考えないといけない、そういう時代になってきています。すなわちそういう建築物のロケーションの持つ意味を踏まえたビジョンをちゃんと作成しなければいけないというのが今回の大きなポイントではないかと思っております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、オンラインで御参加の〇〇専門委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。78ページの2番目の項目について意見を申し上げたいと思います。

2030年ZEH・ZEB水準目標達成に向けた新築建築物の省エネ性能の一層の向上ということなんですけれども、ZEH・ZEBを目指すべきということのある時期に判断し

ているわけなんですけれども、この基にあるものは日本全体の地球温暖化対策であるとか、あるいは中長期のエネルギービジョンの中で業務用建築だとか住宅でどれぐらいの省エネルギーが必要なのかという目標を、実は建築産業界は国全体から課せられているわけで、その目標に対して現状は順調に達成しつつあるのか、うまくいかない部分があるのかという辺りを時々見ながら、施策に関してアクセルを踏んだりブレーキをかけたりということが必要だと思いますので、現時点で2030年度の課せられた目標に建築産業はどの程度達成しているのかということを確認しながら、いま一度ZEH・ZEB、特にZEBの今後の目標を決める上で重要な情報になると思いますので、その辺の確認をしていただきましたら大変ありがたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございます。

続きまして、同じくウェブで御参加の〇〇委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。今日はいろいろ多角的に建築行政の問題点を指摘いただいて、大変勉強になりました。

特に私が関心があるのは、今日、〇〇先生から御報告がありました集団規定に関わる部分で、建物と社会との関係をどう位置づけていくかというところが非常に重要であると思ひまして、先ほど〇〇先生がおっしゃったとおりにかなと思います。

例えば一団地認定のようなものは全員同意をベースにしてこれまで形成されてきたものだけれども、それをつくり替える必要があるというときに、全員同意をベースにして、規制を柔軟化するとか要件を緩和するとか、そういう規制緩和のような色合いが出てくると、なかなか進めるのは政策的に非常に難しいのかなというような印象を持っています。そこで公益でできた仕組みを公益で塗り替えるというような体裁を取らなければいけないとすると、例えば地区計画を利用して、全員同意でできた一団地認定を動かすというような仕組みも一つの方策です。これは一つの例ですけど、今までですと建築分野での許可については許可条件をかなり詳細化して特例許可というような形で進めてきたところですが、特例許可の部分がかなり膨らみそうな感じですので、今申しましたような形で地区計画利用を条件として建築行政の水準の底上げを図っていくという、そういうような方向性が必要ではないかと思ひました。

そうしますと、地区計画に示された社会性とかビジョンとか参加というようなことをここに進めることができるのではないかな。また計画内容としても、景観とか緑化のような

ものはこれまでも入ってきていたんですけども、新しいものを盛り込むとしますと、暑さ対策、カーボンニュートラルとか、地盤対策、内水氾濫に対しての備え、あとはエコキュートなどが近隣に与える騒音への対策などを組み込んで、計画内容の持つ公共性をもって建築物集団のあり方を造り替えていくことを進めるべきではないか。特にこれからは既存宅地を対象とするので権利関係は非常に複雑になっていることと、その合意形成は非常に難しいことが考えられますので、合意の再取得というような形で進めるというのは現場の自治体にとっても大変かなと思いましたものですから、中長期的に社会像を実現していくときの取組の方法についても、計画を利用するなど、何か意識転換が必要なのではないかと、そのような印象を持ちました。以上、今日お話を聞かせていただきました感想でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇先生から御発言いただけますでしょうか。

【分科会長代理】 ありがとうございます。〇〇先生の取りまとめではぼまとまっていると思うんですけども、私は、大きな目的は、幸福感の高い社会を実現するということにあるんじゃないかと思います。

今年の２０２５年の骨太の方針に「『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ」とありまして、こういった社会像を建築分野から示すことこそが重要だと。「今日より明日はよくなる」というのは生産者だけではなくて、そこにいる国民の人にとっても明日がよくなるという、そういうターゲットが要るんじゃないかと。ターゲットに関しては、今NDCが２０３５年と２０４０年に示されていますので、これを一応のターゲットとして中長期を考えるというのはいいいんじゃないかなと思います。

新築のための法整備から、改修が容易になる法整備が必要だというのは資料に非常に書かれていて、現状は建て替えたほうが既存部分への責任が及ばなくなるとか、容積率をもらえるので事業性が高いとか、こっちは既にちょっと危なくなってきていますけれども、そういうものから変わる必要があるんじゃないかと。建築行政の中では、例えば型式認定の住宅とか、改修がものすごく難しいとか、都市開発のモデルとかがあると思います。生産者視点だけでなく不動産に関する新たなビジネスモデルとか投資予見性とかを考えてあげると、いろいろなものが進んでいくのかなと思いました。

それから、日本産業規格（JIS）がありますけども、今は主に新品が対象になっていて、短期性能の確認が前提になっているんです。今後新材料とカリサイクル材料などが出くると、基準法の３７条と関連して材料を見ていかないと難しいのかなと思います。

それから、SBE25で私はZEHに関する発表を行ったんですけど、海外の方から「所得が高くない人に対して、日本ではどんな政策を考えているのか」という質問を受けました。少しお金のある方はZEHやZEH-Mでいいんですけども、日本でも二極化が進んでいくことから、新築だけに頼らない政策をさらに進めていただくことが重要じゃないかと。

そのときに、特に日本は今湿度が非常に高くなってしまして、冬の対策に加えて暑熱対策は避けられなくなってきているんじゃないかと。

エネルギー、LCAはこの前御意見しましたけれども、欧米との比較も非常に重要なんです。日本のエネルギー自給率は15%しかありませんので、これもやっぱり念頭に置きながら、省エネファーストというのを忘れないようにLCAが進んでいくといいと思っています。

人材に関してはいろいろ意見がありますが、時間の関係でここまでいたします。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、ウェブで御参加の〇〇専門委員、御発言をお願いできますでしょうか。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。今の主な論点の3と4に関して、ストック対策という観点からちょっとコメントさせていただきたいと思います。

〇〇先生が御説明されたストックを活用することの意義にも関係しますが、私など地方で暮らす人間から考えると、多くのストックというものが既成市街地にあるわけでございます。その観点からすると、地方にとってストック対策の意義というのは非常に重要な問題として、人口減少時代において今後の地方の都市経営コストを抑えながら既成の市街地というのを再びどうやって魅力的にしていくかという、人口や機能を集約するという大きな切り札になると思うんです。それが建築、住宅単体のみならず、地域・都市全体の脱炭素化にも大きく貢献する、これは非常に長期的なスパンになるはずでして、そこがストックを活用する社会的な意義としての最大の部分じゃないかと私は思います。

その際に、自分自身も関与しております省エネ基準の評価ではどうにもならない部分でして、その場所で、あるいはその住宅で暮らし続けることが最適かということも含めて、現在構築中のLCAの評価などでそういう部分も評価できるようになっていくといいと思います。それが1点目です。

あともう一点、これはちょっと技術的な話ですが、ストックをどう良質なものにしていくかという辺りの話です。〇〇先生が御説明された中で、新築とストックというのは異なる対

応が必要だというようなことを御発言されていまして。私は本当にそのとおりだと思っていて、新築住宅の水準そのものを既存の性能向上の目標にしていくというのはちょっと考え直すべきなんじゃないかと思います。例えば設備機器というものは残念ながら20年程度で必ず壊れて、最新機器に更新していくわけです。一方で、設備機器そのものはトプランナー制度などによってどんどん高効率なものに変わっていく、性能の低いものはもう買えないというようになっていくわけですから、そう考えたときに、省エネ改修という部分で無理やり更新の必要のない設備機器を更新させる必要は必ずしもなくて、20年スパンぐらいでその住宅がどういうレベルにあるのかというのを考えていけばいいんじゃないかなと。一方で、外皮の向上というのは、例えばその他の要因、耐震改修とか様々な別のニーズによって、そのときしかなかなかできないものですので、そういったところに対してきちっと後押ししていくような制度、基準づくりというのが一方であっていいんじゃないかなというような気がいたします。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、同じくウェブ参加で出席いただいております〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

私から幾つかコメントさせていただきたいんですけども、まず、〇〇先生の総括文でしたためておられる大転換の3つについては、まさにそのとおりだと考えております。その3つの大転換を踏まえると、今後の中長期的に見た社会像というんですか、これについて私のイメージするところをちょっと申し上げたいと思います。

人口減、それからそれに伴い経済規模が縮小する中であって、効率的な視点から既存の建築市街地を選別し、専門家に頼ることなく地域住民もしくは国民が総力を結集してより美しく、より性能・機能性の高いものへと再編していくことで持続的に豊かな暮らしが実感できる、そういう社会、このようなイメージを、先生が整理なさったものも含めてですけども、大転換を踏まえてイメージさせていただきました。

そういう形でイメージしていきますと、その次に取組というのがございますけれども、例えば取組の中でストック活用を促進するための政策体系というのが〇〇先生の委員会の資料に出てきておりました。資料の25ページだったと思いますけれども、そこで見ていきましていろいろ考えますと、まず既存のストック、特に利活用がなされていないような既存ス

トックは、既にストックとしてのいわゆる需要、ストックの用途としての既存の用途の需要がないということが往々にしてあるわけですから、需要を促進しようとすれば用途を変更せざるを得ないということは結構出てくることだと思いますし、今までもそういうことを語られておられました。

そういう用途の変更も含めてですけども、より美しい建築物、建築の意匠とかデザイン等をもっともっと自由によいものにしていくというようなことを考えますと、今まで建築の基準も含めて規制を強化するといいますか、そういう形で動いてきたわけですけども、今後は基準を緩めるといいますか、自由度を高めるという形で、言うのは非常に簡単なんですけれどもやることは難しいと思うんですが、自由度をどれだけ高めていくかと、もちろん性能とか安全性とかありますけれども、そういったことを最低に押さえつつも自由度をどう高めていくかといったところに視点を当てていくということが必要ではないかなと思います。

あと、時間があればですけども、担い手のところの新たな担い手というところなんですけれども、提示していただいていたところでいえば28ページに当たるかと思いますが、ここに具体的な取組の方向性ということで、ちょうど真ん中の枠の中に①の所有から⑦のその他といったところまで、主にストックの活用をしていくための新たな担い手の要件みたいなことが、業務内容ということが書かれていますけれども、この中で特に③④⑤⑥といったところについては、新しいものを造ることを主軸に建築士というものが存在するとすれば、今後はストックを活用するということの担い手が必要なわけですから、③④⑤⑥あたりをマネジメントするような再生士、再生というのは再び生きるという意味ですけど、再生士みたいな新しい人材というか、新しいスキルというのが一つ必要なんじゃないかなと。

さらには、具体的にリフォーム作業のところなんかは、これこそ国民総結集と言いましたけれども、別にそこら辺のDIY好きとか、大工仕事が好きとか、そういった方たちも含めたリフォーム士（1級から10級）みたいな、そういう人材の新たなあり方みたいなものも今後視野に入れていく必要があるのではないかなと感じました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは続いて、対面で御出席の〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 これまで集団規定の委員会で議論させていただきました〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、多くの議論、そして論点を整理してくださった皆様に感謝申し上げます。

専門である建築行政と建築制度の観点から発言させていただきたいと思います。人口減少が進んで社会構造が変化していく中で、建築行政というのは今まさに転換期を迎えています。これまでの行政というのは安全、衛生、防火といった最低基準の確保ということが中心に行われてきたわけですが、しかし今後は地域の縮退、そして空き家の増加、さらに防火、衛生、福祉を含めた空間マネジメントの視点を広げていく必要があると考えています。

資料４－１から４－３では既存ストックの活用、担い手の確保、制度の合理化など重要な論点が示されており、この内容について全く異論はございません。これらを踏まえて建築行政の中長期的な展望を考える上で、さらに３つの課題の要点を挙げさせていただきたいと思います。

第１に、空間的縮退への対応です。人口減少で都市構造が変化していく中で、用途地域、接道義務などの従来の制度は全く実態にそぐわないというような事態が出てきております。様々な議論はされておりますが、土地利用計画と建築規制の一体的な見直しということ、あるいは柔軟な方向での見直しというのが必要になってきているのではないかと思います。

第２に、建築の公共性の再定義に関してです。建築は単なる民間財ではなく、地域を支える社会的インフラという側面が大きくなってきているのではないかと思います。災害時の拠点、ケア拠点、それから地域コミュニティの核、場合によってはエネルギーコントロールの装置として、その意味は大きくなってきています。公共的な価値を生む建築を支援する仕組みというのが今後非常に重要になってくるのではないかと思います。

第３に、デジタル化と行政責任についてです。建築確認や維持管理においてデータベース化、そしてＡＩの活用というものが今後進んでいくと思います。その中でデータの更新責任、判断過程の透明性、倫理ガバナンスといった新たな政策課題が生じてきます。これを単なる技術論ではなく、行政の信頼と説明責任の問題として位置づけ直していくということが非常に重要になってくるのではないかと思います。

そして最後に、人口減少が進んで地域の実情が多様化する中で、国は生命を守る最低限の基準を示しつつも、地方が自らの判断で柔軟に運用できる仕組みへと移行していくということが求められています。その際、地域に根差した専門家と行政の連携というようなことを前提にした上で、国や広域自治体の後方支援と調整の役割というのは不可欠になってくると思われます。懇談会の提言でも示されていたように、建築行政の展望を考えてみます

と、社会の変化をどう受け止め、そして次世代にどのような空間を継承していくかという問いに答えていくということが非常に重要であると考えています。この視点から、今後の制度検討がより実質的に、実効的に進むということを期待したいと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、対面で御出席の〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。〇〇です。

〇〇先生のまとめられた大転換は非常に賛同するところですが、建築分野での中長期的ビジョンを描くことの目的というのは、単に技術や制度の将来像を定めることだけではなくて、建築を通じて社会にどんな価値を提供していくのかを再定義するようなことではないかなと考えています。そういった意味で、これまで建築の資産的な価値の評価というのは、法定耐用年数とか減価償却といった会計的な基準で寿命を区切って、そういった指標で見てきたわけですが、一方で、現実には地域の暮らしとか教育とか文化などを支えて、使い続けられる建築が多数存在するわけです。ですから、経済的には償却済みでも社会的な価値が失われていない建築というのをどのように評価するのかということが制度設計を考える上でも重要ではないかなと思いました。

そのために耐用年数というものが画一的に定められるのではなくて、再利用することとか流通することを前提に、維持や改修することの努力をどのように反映できるのかということ制度として考えていく枠組みも必要じゃないかなと思いました。そういう意味で、建築分野が目指す社会像というのは建物を物的な資産としてだけではなくて、地域と人をつなぐ社会的資産として位置づけるというようなことがこれからの重要な社会像かなと思いました。

その実現のためには、制度の話もそうですが、建築の価値を理解するとか、共に支える人材を育てるみたいなことも非常に重要で、専門家だけでなく、もっと幅広く子供とか市民が建築やまちづくりに関わるような社会的、文化的な仕組みというのができていくことが建築分野の持続的な発展を支える基盤になるんじゃないかと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇臨時委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ストックを活用していこうということは必須の前提でありますし、

そうなってくると今までのような画一的な規制はなじみませんので、どんどん単体規定にしても集団規定にしても柔軟な対応というのを考えざるを得ないと思うんですけども、一方で、だからといって柔軟な対応で手続を重くするというのも皆さん考えていらっしゃると思います。そうすると、手続も緩和する、簡略化することはどうしても避けられないと思います。

そこまでは皆さんと一緒になんですけれども、そうしたときに、何か問題が起きたときに誰が責任を取るのかというところを、考えざるを得ないです。そういったいろいろなトラブル、例えば柔軟にやったからといってうまくいくとは限らないという中で、生産者の方を過度な責任追及から守っていかないと建築を続けていけなくなるだろうと思いますし、一方で消費者を守りたいという立場の方々も当然いらっしゃるわけですので、責任の主体が誰なのかというところを議論として考えていかないと、規制や手続の緩和ということは一概に言えないのではないかと考えております。

生産者だけではなく、発注者責任というものをベースに、先ほどご意見があったように、私も市民が主役になってほしいと思っています。市民が主役でやっていく以上は、市民が自らの責任を負うという場面も出てきますので、そういったところをサポートする側での今度建築のサポーターというのにも必要になってくるかなと。目指す社会像というかなり広い話にはなってきますけれども、制度を緩めるということの外側に起きる事象に目配りをしていきたいと思っています。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇臨時委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。防災研究の観点から、ちょっと意見を言わせていただきます。

この検討の中で激甚化する災害という言葉が何度も出てきます。本当にそれが近い将来、それは自然が相手ですから50年なのか100年なのか分かりませんが、でも必ず起こる。そうすると、ここで流れている人、建物、地域環境、そういったものがずっと継続してきたライフサイクルを突然強制的に断ち切ってしまうのが災害なんです。そうすると何が起きるかという、まず、そういった環境の中で住宅の、現に住んでいた住家の損害程度をもって被災者と認定されます。そしてあらゆる住宅再建、生活再建の公的な施策というのは罹災証明というものに書かれている程度によって行われます。さらに、時代の流れから

か、公的な支出、ふだんの生活になるべく近い環境をとということでどんどん質が上がっていきますので、大変な金額が毎回出てまいります。一方で、高齢化社会にもう入っていますので、被災者になってしまうと、最終的には公営住宅に入るしか選択肢がない。

さらに今、公費解体といって、個人の住宅でも半壊以上ですと解体・撤去・運搬が市区町村の費用でなされるということで、本来であれば住宅再建を支援するためによかれと思ってやっている制度が、ただならこの際壊してしまおうという駆け込みの公費解体が能登半島でも多くあったと聞きます。じゃあ、その後ちゃんとまたいい住宅が建つかというと、決してそうではなくて、建てる当てもなく土地が転売されていくとか、そういったようなこともあります。

何が言いたいかというと、さっき委員のどなたかがおっしゃったんですけれども、この検討会の中で基本理念として置いているような情勢の中で万一災害に遭遇したとしても、ここに書いてある基本理念が断ち切られないような災害時の対策も含めて、日常的な建築物の対策というのを行っておくべきというふうに思っています。それは建築単体でどうにかできるという話ではなく、水害ピロティとか耐震化もそうなんですけれども、地域全体での雨水の浸透能力を高めていくとか、あるいは地震時の火災を低減させるための電気火災防止の感震ブレーカーや、あるいは自然水利の活用とか、消防防災行政と併せるとか、国土交通省がやっていらっしゃる水害対策と併せるとか、そういったものとセットにしていくことがやっぱり必要かなというふうに強く感じています。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。〇〇先生と一緒に議論をさせていただいておりました。非常に広範囲にわたる議論が展開いたしまして、ストック活用の話であるとか、人材の担い手不足はもうあらゆる場面で、本当に5年先にはもうもたないというような話もいろいろなところで出てきておりました。

そういった中でストック活用というのが今の議論の中でも非常に多く出てきておりますが、先ほど〇〇先生のお話はじめほかの委員からも、不動産であるとか、事業収支であるとか、そういったいわゆる一般的な建築の何かをどうするかという以上に、それを基としてどうやってそれをうまく使っていくのか、活用していくのかという意味では、建築とはまた違ったところでの話や、借入れができるのかとか、そういった不動産としての議論も必要にな

ってくるので、そういった全てのことに對して建築の専門の人間がなかなかそこにうまくコミットしていていない部分もあるのではないかと。

なので、一般のプレーヤー的な人たちが参画できるようなところと専門性と、それらをどのように捉えていくのかというのは非常に課題としても大きいのかなと。専門的な知識って非常に一般の人たちにとっては分かりにくいところがあるので、何かそういったことをつなぐプラットフォームのようなものが必要になってくるのかなというような気はしております。非常に多岐にわたる細分化しつつある専門性と、また逆にそれをトータルに見られる、理解して判断できる建築の専門家という人材も必要になるであろうというようなことも、ちょっと話の中には出てきておりました。

あと、ストック活用といったときに、空き家とか住宅の活用だけではなくて、やはり公共建築とかの60年代、70年代の建築が今、行政の下でどんどん壊されていってしまっている、それも結構大きい問題だと思っております、そうするとやっぱり一般の人にとっても、「ああ、ああいう建築はもうどんどん壊して新しいものにしていったほうがいいよね」というような社会の流れをある程度、行政だけではなくて政治家の方々がつくっていている節もあるのかなと。

だから、そういう公共の建築をストック活用していくというのはそこに税金を投入していくことにもつながっていくので、また社会的な議論は必要になってくると思うんですけども、ストック活用という中にもものすごく広範なものが含まれているということも含めて、先ほどお話がありましたけれども、やはりストック活用していくときって、ある一定規模以上のそれこそ公共建築になると、かなりいろいろな検討をしながら、例えば一部は取壊して、減築して、増築してみたいな話になってくるので、その専門知識というのはやっぱりなかなか普通の一級建築士では無理な部分もある中で、今いろいろリファインであるとか、そういったことでやられている〇〇先生とかいろいろ活躍されていらっしゃるけれども、そういったところのもうちょっと一般化みたいなことというの進めていけないといけないのかなというふうに思っております。

また、いろいろなことをひっくるめて考えていくと、本来は国土交通省の中の議論だけではなく、様々な分野と本当に横連携していかないといけない時代になってきているのではないかなというふうにも実感いたしております。

以上になります。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、ウェブで御参加の〇〇専門委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

当協会より、中長期ビジョンに関する意見として113ページの参考資料4－8を提出していますが、その中で論点として追加していただきたい箇所を中心に発言させていただきます。その他は資料を御参照ください。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、3点挙げさせていただいております。1点目は、環境性能の高い建築物の普及には、社会機運の醸成と経済合理性の確保の同時実現が必要ということです。ZEHが住宅ローン減税等によって消費者の選択を促進したように、さらなる省エネ性能の向上や、GHG排出量削減価値が市場で正当に評価されるまでの持続的な支援制度が不可欠と考えております。

2点目といたしましては、技術革新を促進する仕組みの再構築です。事務局資料でも技術開発を促す枠組みとして取り上げられ、カーボンニュートラルを含めた広範な分野での議論でも触れられています。当協会としては建材や設備機器の技術革新のみならず、建物としての研究開発について産官学が連携して促進していく必要があると考えています。例えば戸建て住宅とマンションの使用特性は大きく異なるため、消費者ニーズや事業性を踏まえた個別の制度設計が必要になると考えておりますが、ほかにも建物の形状、用途、構造は多様で、環境性能、安全性、快適性など幅広い性能が求められている点にも考慮し、研究開発が進めばと考えております。

3点目といたしましては、省エネ施策から非化石エネルギー転換に向けた制度設計の見直しです。事務局資料でも太陽光パネルの普及に対する高層建築物における制約を挙げていますが、制約がある中でも取組を拡大するために、オフサイト再エネの活用等もぜひ検討していただきたいと考えております。

次に、ストック全体を性能向上させるためには、新築供給と既存のバランスの取れた制度設計が求められると考えております。事務局資料では、まず進捗を図る上で、住宅に比べて非住宅建築物に関する統計情報の少なさを指摘されておりますが、既存ストックにおける環境や耐震性能等に関する実態把握については、個人の所有となる住宅についても必要と考えております。

また、新築に比べて圧倒的多数を占めるストックを活用する取組をビジョンの中心に位置づけとありますが、良質なストックの構築には新築の供給、既存の機能更新、利用価値を

失った物件の適切な除却をバランスよく進めることが必要と考えております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

あと10分ぐらいで5名の方からご発言いただくということになりますので、大変恐縮ではございますけれども、お一人2分程度ぐらいでおまとめいただければ大変ありがたく存じます。

まず、対面で御出席の〇〇専門委員から御発言いただけますでしょうか。

【〇〇専門委員】 弁護士の〇〇でございます。御発言の機会をいただき、ありがとうございます。大所高所からの多面にわたる御議論、大変勉強させていただいております。

議論は正常な制度運用状態を前提とした政策が基本にあると思うんですけれども、私などからしますと、病理的な部分として建築紛争は相変わらず非常に多いということがありますので、それは忘れてはいけないことではないかと思います。私は弁護士として主に消費者保護のために活動している立場からも、その点を踏まえての発言をさせていただきたいと思います。

中長期的な観点で考える場合、重要な課題は住宅の単体についてもあると思うんです。住宅については新築もいずれストックになっていくわけで、構造的に安全で長期利用できるものが要求されると思います。特に地震などの災害に耐えることはもちろんですが、リノベーションや用途変更、省エネ基準・規制の変化に耐え得るものがが必要です。その意味で、新築においては戸建て住宅、特に旧4号建築物と言われる小規模住宅において規制で不足している部分の補充が必要ではないかということで、日弁連でも繰り返し提言しているところ です。

具体的には他の建物と同じように構造計算の義務づけが望ましいところですが、少なくとも仕様規定の充実、特に床倍率など水平剛性の確保など、欠落・不足している仕様規定を充実させるべきということを強調したいと思います。

またストック利用においては、新耐震基準でも2000年までに建てられたグレーゾーンの建物の耐震補強が必要ではないかということを繰り返し強調させていただきたい と思います。

そして最後に、これらの規制は計画や設計のみならず、実施できる施工業者、職人等の技術者というのが絶対的に必要になってきます。ここでトラブルになっていることが非常に多いので、その点の手当てが非常に重要ではないかというふうに考えております。これらの

点もきちんと議論すべき課題として設定していただければありがたいです。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇先生にお礼を言おうと思ったらすでに退室されてしまいましたが、既存ストックを中心に据えてまとめていただいたことを大変感謝しております。

私は、建築環境部会のほうで議論に参加させていただいております。その中で、先ほど〇〇先生もおっしゃられましたが、建築環境部会というのは地球環境の問題と建築を全面的に考える部会だと私は思っているのです。そう考えますと、L C C O₂の話をするにしても、E Uに追いつけということで急ぎ制度化を進めていただいているのは結構なのですが、既存ストックの部分、つまり、今日も大分話題に出ているその部分について、もう少しきちっと定義づけをしていただきたいと思いますと思っております。

〇〇先生の文書の中で「まちづくりとの接続」というものがありましたけれども、この接続は重要だと思うのです。ですから、こちらのビジョンを考えると、環境部会で制度をつくる場所の接続点、これをきちっと考えていただきたいと思いますと思います。例えば地域をL C C O₂の観点から捉えますと集団規定にも関わってきますし、長寿命化を考えるとしますと、〇〇委員がおっしゃられたように金融や税制など他分野との連携が非常に重要になってきますので、その辺も含めて今後の議論を展開していただきたいと思います。

ありがとうございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇専門委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。よろしく申し上げます。本日は、いろいろな非常に分かりやすい取りまとめをいただき、ありがとうございました。

私のほうからは3点ほど申し上げたいと思います。実は私たちの意見書を104ページにつけていただいているんですけども、中長期の前に長期の目標というのをもう少し具体的に決めたほうがいいかなと思っております。本日、〇〇委員からも、〇〇委員からも、いろいろ大きな方向性というのを示していただいたし、〇〇委員から発表がありましたが、68 ページに2050年の目標というのもきちっと書いていらっしやったので、建築分科会としてもその辺はある程度もう少し具体的に落とし込んだ状態でまとめるべきではないか

なと思ったのが1点。

それから2点目が、あり方の論点を具体的に解釈できる人材というのがもっとも必要かなと思ってまして、先ほど〇〇委員からも話がありましたけれども、接続点のところにきちんと立って判断できる人材がいないと、現場の人間というのはなかなかあり方論点を理解して細かい判断をするのが難しいので、中長期のビジョンがもし仮にできたとしても、それをちゃんとかみ砕いて現場に具体的に落とし込むときの接続、橋渡しができる人材というのが重要ということは常日頃思っています。それだけではなくて、一般市民の方々の建築リテラシーをもう少しやっぱり上げていく努力ということも必要で、これは国土交通省の仕事じゃないのかもしれませんが、ぜひ教育の現場へ働きかけて、昔だったら家の棚をつけたりとか家の中の修繕のようなことって全部自分たちでやられたと思うんですけど、それができる人たちがどんどん減っていく中で、建築の専門家ばかりが理想論で頭でっかちになるのはよくないと思うので、人材の中に一般の方を含めて非常に幅広い人材を視点に入れていただきたいということ。

それから最後にもう一点だけ、残すべき既存ストックの話というのは私は非常に重要だと思っています。実は歴史的建造物の保存活用みたいな活動も私はしているんですけども、どれを一体本当に残さなきゃいけないのかということを経営とも、それから地域としても連携して、例えばまちづくりとして重要な建築なのかとかいろいろな視点があると思うんです。だから、既存ストックとしてこれは評価できるかできないかガイドライン的なものがやっぱり必要なんじゃないかなと思います。これを全部中長期ビジョンの中に入れるのはもちろん難しいとは思いますが、その一方で、〇〇委員が始めに建築審査会というのが地域のことを判断できる窓口とおっしゃっていましたが、それも理解できるもののそれだけでは非常にスピード感がないので、その間にきちんと立てる専門家で、こういう既存ストックの判断ができる中間的な仕事ができるような人材というのもどんどん育成していかないといけないのではないかなというように思った次第です。

ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございました。

続いて、〇〇専門委員から御発言をお願いします。

【〇〇専門委員】 資料のほうは参考資料の108ページから112ページにありますので、そちらを御覧いただきたいと思うんですが、今回の整理で方向性がよく見えたと思うんですが、その中で私たちの視点から重要だと考える論点として加えていただきたいの

は、「誰をどのように教育・育成するか」という視点です。今後の担い手不足は深刻なわけですが、建築士だけでなく、大工や施工技能者の高齢化が進んで、他の産業との人材獲得競争も激しくなるという状況の中で、教育や技能継承の仕組みというのは十分に議論されるべきことだと思っています。専門家以外も新たな担い手になるという考え方は大事ですが、やはり育成の仕組みがきちつとないと消費者被害のリスクが起こるということがあると思います。現実にはそういうことが多いわけですが、こういう中で専門家が介在して段階的に参画を認める制度設計など、非常に重要かと思います。

それから、人材育成という観点で言いますと、近年、建築士の合格者の3～4割が女性です。働き方改革によって定着は進んでおりますけれども、30代から50代の方が離職している状況になります。ここに再教育や再参入の仕組みを整えれば、優秀な人材が再び現場に戻ってくるとも考えております。

こういうようなことがいろいろあるわけですが、あと建築士の制度についてなんですが、今の大学教育と実務と試験との間に乖離があると皆さんが思っております。受験勉強も予備校に通わなければ受からないような状況になっています。このところもしっかり考える必要がありまして、教育、実務、試験の制度の分断を乗り越えるような改革案を出していかなくتهはいけないと思うわけです。将来、10年後、20年後に活躍する人材を育てるには、教育から資格試験、実務、リカレントなど一貫した産官学及び地域の連携で、ここで建築人材育成コンソーシアムのようなものを立ち上げていくということを中長期ビジョンの中に位置づけていただけるとよいかなと思っていますところす。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、〇〇専門委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。中小地域工務店の団体でございます。団体としての意見は参考資料につけさせていただきました。

私からは2点の意見と、確認事項が1点ございます。1つは人材育成、とりわけ現場技術職についてです。私自身は幼少から大工に囲まれて、今でも大工育成を行っておりますけれども、建設技能者はもともと様々な背景を持つ人、裾野の広い人を受け入れてきたという背景がある中で、近いのは料理人とか美容師とかが近いのかなと思います。大きな違いは、現場技術職は屋根のない所で働いたり、あとは台風とか来ると皆さん避難をする中で、逆にそこに向かわなきやいけない場面があるということです。今、労働者と事業主だけという区分が、

建設技能者の人材育成の中当てはめるには難しいと感じています。国土交通省の社会資本整備審議会なので範囲を超えていると思いますが、ぜひ今回のアウトプットが厚生労働省などにも及ぶような形で、何らか働き方の部分で新たな仕組みができるとよいと思っております。これはお願いです。

もう一つは、これまでも法改正やいろいろな法整備の中で、施行後の実務は実際に事業者は自治体の窓口などで相對するわけですが、法の趣旨や改正の意図や背景などが実際に窓口で適切に反映されていない実態があり事業者は更に混乱することになります。これは地方自治体の人員の限界なんだなと考えられますので、今回の中長期ビジョンではその辺りも踏まえ枠組みとして、そういう方たちの裁量の範囲と責任の範囲を整え、円滑な窓口運用とならなければ市民生活としては改善につながりませんので、その辺りも考慮したアウトプットが望まれると考えております。

最後は確認ですが、住宅宅地分科会で議論されていたのか、今日の資料では分からなかったのですが、特に住宅に関して、つまるところ既存建築物の金融的に適切な評価というところが行われなければローンなどは難しいと思うので、これもまた他省に広がる話なのかもしれないですが、ぜひアウトプットとしてそういうものが整備されて、国民のもつ適切に維持修繕され法的にも適法・既存不適格など位置付けが明確にされている建築物資産価値がしっかりと維持されるということができればいいと思いました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、最後になります。ウェブで参加の〇〇専門委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。すみません、時間が押している中で。

様々な議論について、御説明ありがとうございました。既存ストックの利活用ということは非常に私も興味がありまして、特に人材育成とか技術開発について意見がありましたけれども、これまでに皆様からたくさん意見がありましたので、私からは違う視点で1点意見させていただきます。

76ページにあります4、5の辺りに対する視点ですが、建築物と敷地の関係ということ挙げたいと思います。具体的には敷地における非建蔽地、つまり敷地内の空地の取り方、あり方についてです。これまでも都市という「地」に対して建築の「図」という構図は議論の対象であって、社会基盤をつくってきたとも思います。そうしたマクロの視点から、よりミクロに敷地と建築物の関係ということにより配慮する必要があるのではないかと考えて

います。

今後さらに進むと考えられる環境問題、具体的にこれまでもたくさん出ておりました自然災害への対応、暑熱対応など、いろいろなことに対応する必要があります。建築物の敷地内の空地は、言うならばグリーンインフラに資する土地がそれぞれの敷地に点在しているとも見えるわけでございます。そうした意味で敷地内の空地は、都市全体のグリーンインフラに資すると言え、建築物の敷地計画によって決定される非建ぺい率のあり方についても、いずれはぜひ考えていただきたいと思って意見させていただきました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

皆さんからたくさんの御意見を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。

それでは、時間が押していますので続けてまいりますけれども、続いて、建築環境部会での主な審議事項と議論の方向性について、事務局から御説明いただけますでしょうか。

お願いいたします。

【事務局】 ただいま開いていただいている78ページの資料10により、建築環境部会での主な審議事項形と議論の方向性について御説明いたします。

令和4年1月におまとめいただきました第三次答申を踏まえまして、本年4月より全ての新築住宅建築物に省エネ基準適合の義務化を図るなど、各種の取組を進めてまいりましたところではありますが、建築関連の温室効果ガスの排出量は全体の約4割を占めておりまして、その4分の3を占めます建築物使用時の省エネ性能についてより一層の向上を図るとともに、また残りの4分の1の資材製造、施工、解体時についても新たな取組が求められているところでございます。

こうした点を踏まえまして、建築環境部会におきましては、1点目として建築物のライフサイクルカーボン評価を促進する制度について、先ほど〇〇先生より御説明いただきました検討会の中間取りまとめ(案)を踏まえつつ、各ステークホルダーの役割、評価のルール、評価の実施を促す措置、評価結果の表示を促す措置、建材・設備のCO₂排出量データの整備、評価を促進するための環境整備に関して御審議をお願いできればと考えております。

また、2点目といたしまして、新築建築物の省エネ性能の一層の向上につきまして、今後の省エネ基準の引上げを見据えた取組、現在評価されていない省エネ技術の導入を促す取組、また円滑な体制を構築するための取組について、御審議をお願いできればと思います。

次に、資料11-2で検討のスケジュール案について御説明を申し上げます。先週金曜日、

10日の部会と本日におきまして審議事項と議論の方向性について御確認いただいた後、11月の部会ではより具体的な論点について、また12月の部会では第四次報告案について御審議いただきまして、来年1月頃の部会・分科会で第四次報告の取りまとめをお願いしたいと考えてございます。

10日の部会におきましては、御出席いただいた全員の皆様に御発言いただきました。啓発活動、教育も含めました体制整備の重要性、また耐震性などの性能とライフサイクルカーボンとのトレードオフの課題など、様々な御指摘をいただいております。また、本日ここまでの議論におきましてもLCA、省エネについて、それぞれたくさんの御議論をいただいております。引き続き検討を深めていきたいと考えているところでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思っておりますけれども、建築環境部会は、御説明にもありましたように10月10日から既に議論をキックオフしているところでございます。建築環境部会に御所属の委員の方々からは10月10日に既に多数の御意見を頂戴していると聞いておりますので、建築環境部会に属しておられない委員を中心に、15分ぐらいで御意見を頂戴できればと思っております。これもまたできるだけたくさんの方から御発言いただきたいと思いますので、恐縮でございますけど2分程度でお願いできればと思います。席札を立てていただくか、ウェブで「はい」と言っていただければ御指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 私は建築環境部会の委員なのですが、すみません。

【分科会長】 結構でございます。

【〇〇専門委員】 ストック活用に関しての意見になりますけれども、ライフサイクルカーボン性能は新築から始めるところではありますが、ストック活用は建て替え、新築に比べてアップフロントカーボンを大きく減らしますし、ホールライフカーボンも減らす効果があると思います。また、サーキュラーエコノミーにも大きく貢献します。解体量を減らすことは廃棄物を減らすことにつながります。諸外国の取組では、大ロンドンの都市政策のように既存を最優先して部分解体や分離解体を進める例もございます。

一方ではストックの改修も必要となり、劣化箇所の修繕・更新やZEB化改修などによる

オペレーショナルカーボンの削減が一層求められると思います。改修の要素として建築設備の割合が高くなりますが、その際に高効率機器や制御システムに更新すること、低GWP冷媒の空調に置き換えること、長寿命型の資材を採用すること等も大切だと思います。

それから、改修後でございますが、今後その建物を長期にわたって維持していくためには定期的な建物診断、外装の改修、建築設備の更新、構造躯体の劣化診断と補強、改修記録の管理などが必要になると思います。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。建築環境部会以外からとは申しましたけども、どうも手が……どうぞ。

【〇〇臨時委員】 先ほどまでの議論を踏まえて、これまでの建築というのは産業とか社会構造に合わせて要望されて、受け身の立場で建築物を供給してきたということが言えると思うんですけども、 $LC\text{CO}_2$ の話を含めて建築から打って出て、「こうあるべきなのだ、こうあったほうがいいのだから、産業構造や社会構造をこう変えていかなければいけないのではないですか」というような提案ができるんじゃないかと感じました。これは単なる感想です。

もう一つは、既存ストックの議論の中でトレードオフの話が少し出てきて、それは規制を緩和すべきだということに私には聞こえて、私は防火関係の基準を日頃考えている立場なんですけれども、安全に関する基準を考えている立場としては基準を下げたくないというのが強くあって、それは必要だから最低限の基準としてこうつくっているんですよという立場でやってきました。

一方で、そこはちょっと下げても、社会全体として既存ストックを使い続けること自体は、当然ながら長寿命化によって CO_2 排出量を削減できるということがあると思うので、社会全体としてこうだから、ここの基準はちょっと緩めてもいいんじゃないかという議論がもしあるのだったら、そこを絡めて積極的に議論していただければなと思っています。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。打って出るというような御意見とか、大変元気の出る建設的な御意見をいただいたと思います。

ほかはいかがでございましょうか。

では、〇〇臨時委員、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 私、専門は材料・施工分野です。先ほどの〇〇委員の意見に全く賛成です。ストックの長寿命化というのはL C C O₂低減にも大きく影響します。そこで、私たちは材料・建築の長寿命化を目的とした種々のプロジェクトを提案するのですが、L C C O₂低減というテーマになると、断熱とか省エネとかZ E Hの方に研究費を取られているというやっかみがあります。

例えば、日本建築学会では今まで新築工事の仕様書がありました。そして、数年前、初めて材料施工委員会で建築保全標準という点検・維持管理、調査・診断、改修設計、改修工事の仕様書を刊行しました。これができたということは大事なことで、私は何と言ったかというと、これからは、新築工事の標準仕様書は半分ぐらいしか売れなくなって、これからは建築保全標準のほうが増えるんだと思っています。ぜひこれから既存ストックの保全が大事になってくる。しかし、現状は建築学会でも新築がメインです。建築士等の試験問題を見てもほとんど新築関係です。これからはストックの維持保全が大事になるのでその分野を強くすることは環境保全上も非常にいいことだと私は思っています。

以上、コメントです。

【分科会長】 ありがとうございました。

〇〇先生、どうぞ。

【分科会長代理】 環境部会の委員でもあるんですけども、2番目に書いてあるZ E H・Z E B水準の目標達成のところなんですけど、ここも現状は新築あるいは改修したときの省エネ適合で見られているので、あくまでも設計時点の評価なんです。現状、今は省エネ法では事業者評価になっているので、事業所ごとのデータは必ずしもない。そうすると、これは運用でうまくいったとか、中にいる人と協力して建築が省エネできたとか、快適性を守りながらできたということの評価がなかなかできない。今後A Iの制御とかが出てくると評価法が非常に論点になる。空衛学会でもそういうことを挙げておりますけれども、この辺は少し、建築物省エネ法において国土交通省が出ていかれてもいいんじゃないかなと思います。設計時のためにかなり厳しめにW E Bプログラムができていますので、その運用とか、暮らす人を評価してあげるような、そういう視点があってもよいのではないかなと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

〇〇臨時委員、どうぞ。

【〇〇臨時委員】 〇〇でございます。私は建築環境部会での主たる御議論の趣旨をちゃんと理解しているかどうかというのは心もとないので単なるコメントになるんですが、私、先ほど集団規定のことを申し上げましたが、欧米と日本の都市開発制度についていろいろ学んでいるところなんですが、欧米では通常、大規模開発、公民連携型の開発をするときに、建物としての環境性能を上げるということだけではなくて、ゼロカーボンに貢献するという趣旨で一定の負担金を求めて、それを基金としてプールするという仕組みはかなり普及していると想像しております。そういった意味で、建物そのもので環境性能を上げるということが難しい場合でも基金を求めて、その基金を広くそのほかの建築も含めてプール運用するというような仕組みの可能性があるのかなと思案いたしましたので、その趣旨に合っているかどうか分かりませんがコメントさせていただきました。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

【〇〇臨時委員】 環境部会の委員ではありますけれども一言申し上げます。

〇〇先生からもお話がありましたが、2030年のZEH・ZEB水準の目標達成というのは、何をもって達成できたと判断するのか決めていく必要があります。これまでに住宅のトップランナー制度をはじめとして様々な措置が講じられてきて、国全体としてはよい方向に変わってきました。環境部会の中でも議論がありますように、現状では評価がうまくできていない未評価技術と呼ばれる、いわゆるWEBプログラムの評価対象になっていないような技術をどうやって評価、認証していくかということが大事です。そのことをテーマとした基整促の委員会も立ち上がっています。

それと、〇〇も前々から、住宅やオフィス等の運用時における使う人の行動変容の結果として現れた省エネ、省CO2の評価も重要だと思っております。設計時点に加えて運用時の結果を定期報告してもらおうとして誰がどのように確認するのかという制度の課題はありますが、こうした観点も大事です

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、最後になるかな、オンラインで御参加の〇〇専門委員から御発言をお願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。まず、緩和というお話もあったので、それに

関してですが、この分野においても既存は新築と異なる基準評価体系が必要だと私は思っています。ですから、それは緩和ではなく、むしろ最適化と捉えて、あえてそこは慎重にではなくて、勇気を持って設定していくべきかと、そうしないとなかなか民生部門での既存の対策は進まないんじゃないかという気がします。

あと、環境部会に絡んでこの資料に関して、前回の環境部会でも発言させていただきましたが、簡単にお話しさせていただきます。

まず、(1)の4つ目のポツに関しては、この原単位は非常に重要だと私は思っています。一度設定されてしまうとなかなか変わらないのもこの原単位でございますから、この部分に関してはデフォルトを設定するだけでも大変な作業、御苦労だとは思いますが、それ以外の部分に関してはかなり慎重に今は運用していくべきではないかというようなことを感じています。

あともう一点、(2)の1つ目のポツでございます。気候変動によって、ますます今後夏の対応が重要になってまいります。そういう中で、誘導基準、ZEHの外皮基準というものが、 η ACという基準指標がありますが、これはなかなか難しい微妙な指標でございます。さまざまな理由もあって、誘導基準においても現行基準と同じレベルに据え置かれています。ただ、これから非常に重要な規準指標、基準値でもございますので、新たな基準指標というものも視野に入れて丁寧に慎重に検討した上で、断熱性能のみならず、夏季対応についても適切な誘導基準みたいなものをつくってこれらに反映していく必要があるんじゃないかと。この点は8地域においても同様だと思いますので、その点を含めて検討が必要ではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございました。

最後と申しましたが、最後にお二人だけ追加させていただきたいと思います。

まず、〇〇専門委員から御発言をお願いできますでしょうか。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。皆様のいろいろな御意見を伺いまして、いろいろ気づかされることが多分ございました。

その中で既存ストックの活用と、もっと言うと担い手の部分におきまして、先ほど皆様がおっしゃっているように新築のことがメインになっているという中で、申請業務とか制度、あと審査とか手続とか、そういった意味での教育、DX化といったフォーマットとか、支援ツールの導入など、さらなる省力化も踏まえてぜひ効率化を進めていただきたいと感じま

した。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、本当にオーラスになりました、〇〇専門委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。最後に滑り込みで申し訳ございません。

1つだけ、もう皆さんがおっしゃっていることでもあるんですけども、既存ストックの話です。今、新築はどんどん基準が決まっていって、既存ストックはそのまま置いていかれているみたいな感じに外から見たら見えるんですが、新築基準をアップグレードし続けることによって、私たちみたいな古い建築を改修していっている人間からすると、新しい基準にそぐわない古いものはもう駄目だと暗黙のうちに言われているように逆に受け止められてしまいかねないので、可能であれば少しでも早く、具体的な基準が決まっても、先ほど〇〇委員がおっしゃったみたいに既存には既存の判断基準をこれからつくっていくんだよというメッセージだけでもなるべく早く出していただきたいというのが正直なところなんです。そうしないと、いい建築物が所有者含めて関係者の思い込みなどでどんどん潰されていってしまう現状を目の当たりにしていると非常に切実な問題じゃないかなと思いますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございました。

たくさんの御意見をここでも頂戴いたしまして、ありがとうございました。大体予定の時間を少し過ぎたぐらいで奇跡的にうまくいきました。ありがとうございました。

ということで、お時間になりましたので本日の審議はこれで終わりにしたいと思いますけれども、貴重な御意見をいただきました皆様に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【事務局】 〇〇分科会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間にわたり御説明、御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

次回の会議につきましては、先ほど資料11-1、11-2、79ページ、80ページで御説明いたしましたとおり11月に建築基準制度部会と建築環境部会を、建築分科会につきましては年明けの1月に開催を予定しております。委員の皆様には後日改めて御連絡を差し上げますので、よろしくをお願いいたします。

それから、今日、意見が言い足りなかったということがありましたら、また事務局まで御意見を追加でお寄せいただければと思います。

それでは、以上をもちまして第４８回建築分科会、第２２回建築基準制度部会及び第２７回建築環境部会の合同会議を終了させていただきます。お足元が悪いので、お気をつけてお帰りいただければと思います。本日は貴重なお時間、御意見を賜り、誠にありがとうございました。

— 了 —